

# 平成27年第4回紀の川市議会定例会 第1日

平成27年12月 3日（木曜日） 開 会 午前 9時30分

散 会 午後 1時58分

## ◎議事日程（第1号）

- |        |  |
|--------|--|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2  | 会期の決定  |
| 日程第 3  | 諸般の報告  |
| 追加日程第1 | 議長の辞職について  |
| 追加日程第2 | 議長の選挙  |
| 追加日程第3 | 副議長の辞職について   |
| 追加日程第4 | 副議長の選挙   |
| 追加日程第5 | 議席の一部変更について  |
| 日程第 4  | 常任委員会委員の選任   |
| 日程第 5  | 議会運営委員会委員の選任   |
| 追加日程第6 | 議会広報特別委員会委員の補充選任について   |
| 日程第 6  | 議案第141号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道<br>区域拡張（その2）工事）  |
|        | 議案第142号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特<br>別措置に関する条例の制定について  |
|        | 議案第143号 紀の川市行政組織条例の一部改正について  |
|        | 議案第144号 紀の川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部<br>改正について  |
|        | 議案第145号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するた<br>めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の<br>利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改<br>正について |
|        | 議案第146号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正につい<br>て   |
|        | 議案第147号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に<br>ついて   |
|        | 議案第148号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について   |
|        | 議案第149号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部<br>改正について  |
|        | 議案第150号 紀の川市介護保険条例の一部改正について  |

- 議案第151号 紀の川市手数料条例の一部改正について  
議案第152号 紀の川市公民館条例の一部改正について  
議案第153号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）  
について  
議案第154号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予  
算（第2号）について  
議案第155号 紀の川市道路線の認定について  
議案第156号 紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議につい  
て

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 杉原勲	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 高田英亮	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 坂本康隆	22番 竹村広明

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	森本浩行
総務部長	竹中俊和	危機管理部長	上山和彦
市民部長	中邨勝	地域振興部長	森田英嗣
保健福祉部長	服部恒幸	農林商工部長	岩坪純司
建設部長	福岡資郎	国体対策局長	榎本守
会計管理者	森脇澄男	水道部長	田村佳央
農業委員会事務局長	米田昌生	教育長	松下裕
教育部長	稲垣幸治	企画部財政課長	杉本太

○議会事務局職員

事務局長	城山義弘	次長兼議事調査課長	中野朋哉
議事調査課課長補佐	岩本充晃	議事調査課係長	藤田郁也

---

（開会 午前 9時30分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

平成27年も残すところ、あと少しとなりましたが、議員各位には平成27年第4回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会には、平成27年度各会計補正予算をはじめ、条例の制定、一部改正、また工事請負契約の変更など多数の議案が上程されております。

議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、地方自治法113条の規定による定足数に達しておりますので、これより、平成27年第4回紀の川市議会定例会を開会いたします。

なお、15番 西川泰弘議員より、本定例会の会議をおくれる旨の連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（高田英亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、18番 上野 健君、19番 石井 仁君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

---

○議長（高田英亮君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの20日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月22日までの20日間とすることに決しました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

---

○議長（高田英亮君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告1 監査委員より、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査の結果報告が同条第3項の規定によりあり、また地方自治法第199条第4項に基づく定

期監査の報告及び同条第7項に基づく指定管理者監査の報告が、同条第9項の規定によりありましたので、お手元に配付しておりますので、御確認をお願いします。

次に、市長より、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行ったとの報告が、同条第2項の規定によりありましたので、後ほど配付させていただきます。

また、教育委員会より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、紀の川市教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告書が提出されておりますので、後ほど配付させていただきます。

その他の報告につきましても、お手元にお配りしておりますので、報告にかえ、御了承賜りたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

（休憩 午前 9時33分）

（再開 午前 9時59分）

〔10番 杉原 勲君 議長席に着席〕

○副議長（杉原 勲君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長、高田英亮君より辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（杉原 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### 追加日程第1 議長の辞職について

---

○副議長（杉原 勲君） それでは、追加日程第1 議長の辞職についてを議題とします。

なお、追加日程表については、会議規則第20条の規定により、報告により配付にかえさせていただきます。

地方自治法第117条の規定により、22番 高田英亮君の退席を求めます。

〔22番 高田英亮君 退席〕

○副議長（杉原 勲君） 本日付で高田議長から提出されました辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（城山義弘君）（自席） 事務局長の城山です。

それでは、朗読いたします。

辞職願。

このたび一身上の都合により議長の職を辞したいので、許可されるようお願い出ます。平成27年12月3日。紀の川市議会副議長 杉原勲様。紀の川市議会議長 高田英亮。以上のとおりです。

○副議長（杉原 勲君） 朗読が終わりました。

お諮りします。

高田英亮君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（杉原 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職を許可することに決しました。

それでは、22番 高田英亮君の入場を許可します。

〔22番 高田英亮君 復席〕

○副議長（杉原 勲君） 22番 高田英亮君に申し上げます。

ただいまの議長の辞職につきましては、申し出のとおり許可されました。

高田英亮君から発言の要請がありますので、これを許可します。

○22番（高田英亮君）（登壇） 一言、御挨拶を申し上げます。

私、平成25年12月から委嘱をいただきまして、2年間、今日に至るまで議員の皆様方に温かい御理解と御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。また、執行部の皆さん並びに議会事務局の皆さん方にも温かく迎えていただき、いろいろと御協力、御配慮いただきまして、本当にありがとうございました。おかげさまで、私もこの議長の職責を果たすことができました。

ことは、紀の川市が誕生して10周年、また44年ぶりに紀の国和歌山大会が開催されるなど、いろいろな催し物がございました。私も議長として、本当にいい経験もさせていただきました。これからは、ことしから決まる新しい議長さんのもと、今、議会改革に取り組んでくれていますこの紀の川市議会のますますの充実と紀の川市のさらなる飛躍、発展を望み、ここに私、皆様方に対しまして心から感謝とお礼を申し上げまして、私の辞任の挨拶とさせていただきます。

皆さん、本当にありがとうございました。

〔（拍手）あり〕

○副議長（杉原 勲君） ただいま議長が欠員となっています。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○副議長（杉原 勲君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決しました。

## 追加日程第2 議長の選挙

○副議長（杉原 勲君） それでは、ただいまより、追加日程第2、議長の選挙を行います。

なお、追加日程表の配付は省略させていただきます。

この選挙は、投票により行います。

投票を行う前に、投票について説明させます。

事務局長 城山義弘君。

○事務局長（城山義弘君）（自席） 事務局長の城山です。

投票について、御説明申し上げます。

この選挙は、地方自治法第118条の規定により、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条の規定が準用されるもので、有効投票の最多を得、かつ有効投票の4分の1以上の投票があった者をもって当選人とするものでございます。

以上です。

○副議長（杉原 勲君） それでは、議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（杉原 勲君） 議員数は、21名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、投票点検の立会人として、9番 榎本喜之君、10番 坂本康隆君を指名いたします。

この用紙を用います。（投票用紙を示す）

今から、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙の配付〕

○副議長（杉原 勲君） ただいま、投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○副議長（杉原 勲君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○副議長（杉原 勲君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。被選挙人の氏名を投票用紙に記載の上、事務局長の点

呼に応じて順次投票願います。白票は無効とします。また、開票の結果、法定得票数に達していなかった場合は、改めて投票を行います。

なお、得票数が同じで、かつ法定得票数に達していた場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじによる抽せんを行いますので、御了承願います。

それでは、点呼させます。

事務局長 城山義弘君。

○事務局長（城山義弘君）（自席） 議席番号1番 並松八重議員、2番 太田加寿也議員、3番 船木孝明議員、4番 中尾太久也議員、5番 仲谷妙子議員、6番 大谷さつき議員、7番 石脇順治議員、8番 中村真紀議員、9番 榎本喜之議員、10番 坂本康隆議員、11番 森田幾久議員、12番 村垣正造議員、13番 竹村広明議員、15番 西川泰弘議員、16番 堂脇光弘議員、17番 室谷伊則議員、18番 上野 健議員、19番 石井 仁議員、20番 川原一泰議員、21番 杉原 勲副議長、22番 高田英亮議員。

以上です。

○副議長（杉原 勲君） 投票漏れはありますか。

〔「投票漏れなし」という者あり〕

○副議長（杉原 勲君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまから、開票を行います。

榎本喜之君、坂本康隆君、両君に開票の立ち会いをお願いいたします。

それでは、開票を命じます。

〔開票〕

○副議長（杉原 勲君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、うち有効投票数21票、無効投票数0票、投票総数は、出席議員と一致しております。

続いて、得票数を報告いたします。

竹村広明君 19票 石井 仁君 2票。

この選挙の法定得票数は6票であります。

したがって、竹村広明君が議長に当選をされました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（杉原 勲君） ただいま議長に当選された竹村広明君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から議長の当選の告知をいたします。

それでは、竹村広明君に議長当選の御挨拶をお願いいたします。

○議長（竹村広明君）（登壇） ただいま議長選挙におきまして、大勢の皆さん方の御推



拳をいただき当選させていただきました。大変身に余る光栄でございます。

本市も合併して10年、歴代議長のようにはなかなかいきませんが、この若輩の身、残された2年間、皆さん方とともに行っております議会改革を推進し、みんなが仲よく元気な紀の川市議会づくりに、残された2年間、誠心誠意頑張る所存でございます。

皆さん方のますますの御協力、御支援をいただきますよう心からお願いを申し上げ、議長就任の御礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔（拍手）あり〕

○副議長（杉原 勲君） それでは、議長が決まりましたので、議長職を交代させていただきます。

竹村議長には、議長席にお着きください。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（竹村広明君） それでは、議長としての議事進行を行いますので、御協力よろしくお願い申し上げます。

ここでしばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時22分）

（再開 午前10時44分）

○議長（竹村広明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま副議長 杉原 勲君より辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職について日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### 追加日程第3 副議長の辞職について

---

○議長（竹村広明君） それでは、追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。

なお、追加日程表については、会議規則第20条の規定により、報告により配付にかえさせていただきます。

地方自治法第117条の規定により、21番 杉原 勲君の退席を求めます。

〔21番 杉原 勲君 退席〕

○議長（竹村広明君） 本日付で、杉原副議長から提出されました辞職願を事務局長に朗

読させます。

○事務局長（城山義弘君）（自席） 事務局長 城山です。

それでは、朗読いたします。

辞職願。

このたび一身上の都合により副議長の職を辞したいので、許可されるようお願い出ます。

平成27年12月3日。紀の川市議会議長 竹村広明様。紀の川市議会副議長 杉原 勲。

以上のおりです。

○議長（竹村広明君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

杉原 勲君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職を許可することに決しました。

それでは、21番 杉原 勲君の入場を許可いたします。

〔21番 杉原 勲君 復席〕

○議長（竹村広明君） 21番 杉原 勲君に申し上げます。

ただいまの副議長の辞職につきましては、申し出のおり許可されました。

杉原 勲君から発言の要請がありますので、これを許可いたします。

21番 杉原 勲君。

○21番（杉原 勲君）（登壇） 新議長の許可を得て、御挨拶申し上げます。

ことしの2月20日に、議員各位の御理解のもと、副議長に就任をいただきました。本日まで、副議長の職務を務めさせていただきましたことに対して、まずもって厚く御礼申し上げます。

任期中に得ました貴重な経験を、今後は新正・副議長のもと、紀の川市発展、また議会発展のため、志新たに、皆さんとともにすばらしい紀の川市を目指していく所存でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

〔（拍手）あり〕

○議長（竹村広明君） ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、

直ちに選挙を行うことに決しました。

#### 追加日程第4 副議長の選挙

○議長（竹村広明君） それでは、ただいまより、追加日程第4、副議長の選挙を行います。

この追加日程表の配付は、省略させていただきます。

この選挙は、投票により行います。

投票を行う前に、投票について説明させます。

事務局長 城山義弘君。

○事務局長（城山義弘君）（自席） 事務局長の城山です。

投票について、御説明申し上げます。

この選挙は、地方自治法第118条の規定により、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条の規定が準用されるもので、有効投票の最多数を得、かつ有効投票の4分の1以上の投票があった者を当選人とするものであります。

以上です。

○議長（竹村広明君） それでは、議場の出入り口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（竹村広明君） ただいまの出席議員数は21人であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、投票点検の立会人として、11番 森田幾久君、12番 村垣正造君を指名いたします。

投票用紙は、この用紙を用います。（投票用紙を示す）

これから、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙の配付〕

○議長（竹村広明君） ただいま、投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（竹村広明君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。被選挙人の氏名を投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。白票は無効といたします。また、開票の結果、法定得票数に達していなかった場合は、改めて投票を行います。

なお、得票数が同じで、かつ法定得票数に達していた場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじによる抽せんを行いますので、御承知願います。

それでは、点呼させます。

事務局長 城山義弘君。

○事務局長（城山義弘君）（自席） 事務局長、城山です。

それでは、点呼いたします。

議席番号1番 並松八重議員、2番 太田加寿也議員、3番 船木孝明議員、4番 中尾太久也議員、5番 仲谷妙子議員、6番 大谷さつき議員、7番 石脇順治議員、8番 中村真紀議員、9番 榎本喜之議員、10番 坂本康隆議員、11番 森田幾久議員、12番 村垣正造議員、13番 竹村広明議長、15番 西川泰弘議員、16番 堂脇光弘議員、17番 室谷伊則議員、18番 上野 健議員、19番 石井 仁議員、20 川原一泰議員、21番 杉原 勲議員、22番 高田英亮議員。

以上です。

○議長（竹村広明君） 投票漏れはございませんか。

〔「投票漏れなし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

森田幾久君、村垣正造君、両君の開票の立ち会いを願います。

それでは、開票を命じます。

〔開票〕

○議長（竹村広明君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数21票、うち有効投票数17票、無効投票数4票、投票総数は、出席議員と一致しております。

続いて、得票数を報告いたします。

坂本康隆君 15票 中村真紀君 2票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって、坂本康隆君が副議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（竹村広明君） ただいま副議長に当選されました坂本康隆君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から副議長当選の告知をいたします。

それでは、坂本康隆君に副議長当選の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（坂本康隆君）（登壇） ただいま、議員各位の御推挙によりまして、副議長と

いう大任を拝し、身に余る光栄でございます。厚く御礼を申し上げます。

また、同時に、責任の重さを痛感しているところでございます。今後は、議長の補佐役として、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいり所存でございます。

議員の皆様におかれましては、今後ともなお一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、市長はじめ執行部の皆さん方、市民の皆様におかれましても、格段の協力を賜りますようお願い申し上げ、副議長の就任にあたっての御挨拶といたします。

〔（拍手）あり〕

○議長（竹村広明君） お諮りいたします。

この際、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

---

#### 追加日程第5 議席の一部変更について

---

○議長（竹村広明君） それでは、追加日程第5、議席の一部変更についてを議題といたします。

なお、追加日程表につきましては、会議規則第20条の規定により、報告により配付にかえさせていただきます。

先ほどの議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部を変更したいと思いますので、その議席番号及び氏名を事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

○事務局長（城山義弘君）（自席） 事務局長、城山です。

それでは、朗読いたします。

議席番号13番に、高田英亮議員、議席番号10番に、杉原 勲議員、議席番号21番に、坂本康隆副議長、議席番号22番に、竹村広明議長。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（竹村広明君） お諮りいたします。

ただいま事務局長が朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することと決しました。

この後、休憩いたしますので、ただいま決定いたしました議席にそれぞれお着き願います。

それでは、ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時08分）

（再開 午前11時33分）

○議長（竹村広明君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第4 常任委員会委員の選任について

○議長（竹村広明君） それでは、日程第4、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

各常任委員会委員の選任につきましては、本年12月10日で任期満了となることに伴い、委員会条例第7条第1項の規定により、ただいまお手元に配付したとおり指名いたします。

#### 日程第5 議会運営委員会委員の選任

○議長（竹村広明君） 次に、日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましても、本年12月10日で任期満了となることに伴い、委員会条例第7条第1項の規定により、ただいまお手元に配付したとおり指名いたします。

なお、各常任委員会委員の選任と議会運営委員会委員の選任に伴い、委員会条例第9条第1項の規定により、この後、総務文教常任委員会委員室1、厚生常任委員会委員室2、産業建設常任委員会委員室は議会応接室、議会運営委員会は議会応接室で各委員会を開催しますので、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員で正・副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時34分）

（再開 午後1時00分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、

御報告をいたします。

総務産業常任委員会委員長に榎本喜之君、副委員長に室谷伊則君。

厚生常任委員会委員長に石脇順治君、副委員長に並松八重君。

産業建設常任委員会委員長に森田幾久君、副委員長に大谷さつき君。

議会運営委員会委員長に川原一泰君、副委員長に太田加寿也君。

以上です。

また、報告ですが、議会広報特別委員会の石脇順治委員、坂本康隆委員、私、竹村より、委員を辞職したい旨の申し出があり、委員会条例第13条の規定に基づき、これを許可いたしましたので御報告いたします。

お諮りいたします。

この際、議会広報特別委員会委員の補助選任についてを日程に追加し、追加日程第6として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会委員の補充選任についてを日程に追加し、追加日程第6として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

これより資料を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

なお、追加日程表については、会議規則第20条の規定により、報告により配付にかえさせていただきます。

〔資料の配付〕

---

#### 追加日程第6 議会広報特別委員会委員の補充選任について

---

○議長（竹村広明君） それでは、追加日程第6 議会広報特別委員会委員の補充選任についてを議題といたします。

議会広報特別委員会委員の補充選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、辞職に伴う補充選任が3名と以前より欠員となっていた1名の計4名をただいまお手元に配付したとおり指名いたします。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午後 1時05分）

---

（再開 午後 1時12分）

○議長（竹村広明君） 再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会を開催し、議会広報特別委員会委員長及び副委員長の辞任に伴い、新たな委員長、副委員長が互選されましたので、御報告をいたします。

議会広報特別委員会委員長に大谷さつき君、副委員長に榎本喜之君が決定されました。

以上、御報告いたします。

日程第6 議案第141号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域  
拡張（その2）工事） から  
議案第156号 紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議について  
まで

○議長（竹村広明君） 続いて、日程第6、議案第141号 工事請負契約の一部変更について（麻生津簡易水道区域拡張（その2）工事）から、議案第156号 紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議についてまでの16件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 本日、平成27年第4回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず、御参集をいただき厚くお礼申し上げます。

まずは、新しく議長に選出されました竹村広明議長、また副議長に選出されました坂本康隆副議長に、また先ほどから各種委員会などの役職につかれた皆さん方に心から祝いと、「おめでとう」と申し上げたいと思います。おめでとうございます。

今まで同様、我々執行部に御指導、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、「2015、紀の国わかやま国体、わかやま大会」が閉幕いたしました。紀の川市においても、多くの選手や観客の皆さんをお迎えし、無事終了することができましたことを、本当にありがたく思っております。

また、去る11月7日には、「紀の川市合併10周年記念式典」を開催し、多くの御来賓や関係者の皆様にお祝いされ、将来に向かってさらなる発展を誓い、紀の川市は、再び動き始めました。議員各位におかれましても、どうか引き続き、御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきます。

議案は、工事請負契約の一部変更に係る議案、1議案、条例の制定・一部改正に係る議案、11議案、平成27年度各会計補正予算に係る議案、2議案、市道路線の認定に係る議案、1議案、紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議に係る議案、1議案、計16議案であります。

その概要を申し上げます。

議案第141号 工事請負契約の一部変更については、（麻生津簡易水道区域拡張（その2）工事）において、配管工事の延長等に伴い、契約金額の変更について議会の議決を求めるものであります。



議案第142号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定については、地域再生法の改正に伴い、地方税法第6条第2項の規定により、固定資産税の不均一課税を行うことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

議案第143号 紀の川市行政組織条例の一部改正については、機構改革に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第144号 紀の川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正については、基本構想の策定、変更または廃止及び市歌の制定を加えるため、所要の改正を行うものであります。

議案第145号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、マイナンバーの独自利用等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第146号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正については、昇給基準の明文化、及び50歳代後半層における給与水準の上昇を抑えるため、所要の改正を行うものであります。

議案第147号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部改正する法律等の一部施行等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第148号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第149号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、紀の海クリーンセンターが平成28年3月1日から稼働すること並びに平成28年4月1日からの、し尿及び浄化槽汚泥の収集手数料の引き上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第150号 紀の川市介護保険条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第151号 紀の川市手数料条例の一部改正については、地籍調査成果交付等手数料の料金改定及び追加を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第152号 紀の川市公民館条例の一部改正については、紀の川市粉河地区公民館のコンピューター室を粉河支所会議室に機能変更することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第153号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）及び議案第154号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、障害者福祉対策や生活保護扶助に伴う調整、職員給与の調整のほか、事業執行上、緊急を要する事業及び事業執行における過不足の調整等による補正であります。

議案第155号 紀の川市道路線の認定については、新設計画道路を紀の川市道の路線として認定するものであります。

議案第156号 紀の海広域施設組合規約の変更に関する協議については、事務所の位置を変更することに伴い、規約変更について議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要を申し上げましたが、引き続き担当部長から詳細説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 続いて、補足説明を求めます。

水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） それでは、議案第141号 工事請負契約の一部変更について、説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

平成27年第2回紀の川市議会定例会において議決を得た麻生津簡易水道区域拡張（その2）工事）請負契約において、第3項の契約の金額を5億1,063万9,120円に変更するものでございます。変更額は、7,107万9,120円の増でございます。

変更の理由としましては、配管工事の延長等に伴い、契約金額の変更を行うものでございます。なお、別添の平成27年第4回紀の川市議会定例会、議案資料の1ページに、主にこの工事が生じた部分についての位置図を添付しておりますので、ごらんおき賜りますようお願い申し上げます。

以上、御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、議案書の2ページをごらんいただきたいと思えます。

議案第142号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の制定について、御説明させていただきます。

地域再生法の改正により、本社機能移転等に対する課税の特例等が定められ、和歌山県の地域再生計画が10月2日に国の認定を受け、従来からの企業立地優遇制度に加え、制度の積極的な活用によりオフィス施設のさらなる立地を進めていくことになりました。

和歌山県の地域再生計画の概要でございますが、対象は県内全市町村内とされ、雇用創出件数が150人、計画認定件数15社を目標とし、計画期間は平成32年3月31日までとなっています。計画認定により、今後本計画に沿った形で事業所が東京23区から県内に本社機能を移転する場合や東京23区を除く他県から県内に本社機能を移転する場合、または県内の企業が対象区域内で本社機能を拡充する場合において、中小企業基盤整備機構による債務保証、国税や地方税の課税の特例措置を受けることができます。

それでは、3ページをごらんください。

第2条では、不均一課税の税率を本則の税率が1.4%のところ、東京23区からの本社移転の場合の移転型では、1年目が10分の1の0.14%、2年目が4分の1の0.

35%、3年目が2分の1の0.7%と定め、地方にある企業の本社機能の強化を支援する拡充型では、1年目は10分の1の0.14%、2年目は3分の1の0.467%、3年目は3分の2の0.933%と規定しております。

次のページでは、附則において、施行期日と経過措置を規定しております。

以上、御審議お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案第143号から議案第145号までの3議案について、御説明申し上げます。

議案書5ページをごらんください。

議案第143号 紀の川市行政組織条例の一部改正について、御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

今回の改正は、紀の国和歌山大会の終了に伴い、国体対策局を廃止するものでございます。

8ページをごらんください。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。なお、国体対策課の廃止につきましては、紀の川市行政組織規則を改正する予定でございます。

続きまして、議案書9ページをごらんください。

議案第144号 紀の川市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について、御説明申し上げます。

10ページをごらんください。

議会の議決すべき事件に、「基本構想の策定・変更または廃止」に関すること及び「市歌の制定」の制定に関することを追加するものでございます。

総合計画の基本部分であります基本構想につきましては、これまでは議会の議決を経て定めることが義務づけされていましたが、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、策定及び議会の議決を得るかどうかは市の判断に委ねられましたので、引き続き議会の議決を経て策定するものでございます。

また、市歌につきましても、議会の議決を経て制定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の11ページをごらんください。

議案第145号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に規定された法定事務以外の事務については、法第9条第2項及び法第19条第9項の規定に基づき、個人番号の利用、個人番号をその内容に含む個

人情報であります特定個人情報の利用及び提供が条例で定めることにより可能となるため、平成28年1月1日からの個人番号の利用開始に伴い、法定事務以外の事務で本市で個人番号の利用及び市内での特定個人情報の連携を行うためでございます。

12ページ、13ページをごらんください。

改正後の第4条第1項は、個人番号の利用範囲について本市で独自に個人番号を利用する法定外の事務であります。独自利用事務6事務を別表第1に、法定事務であります。事務処理上、必要な情報を連携することが番号法で定められていない事務及び本市の独自利用事務の14事務と当該事務で利用する特定個人情報を別表第2に規定しております。第2項は、新設で、別表第2の個人番号利用事務が事務処理上必要な情報であります。同表、当該特定個人情報を市内で利用するための規定でございます。第3項は、和歌山県が事業主体であります法定事務で、和歌山県の事務処理の特例に関する条例の規定により、本市に事務処理を移譲されている個人番号利用事務について、事務処理するための規定を追加するものでございます。第4項は、新設で、法定事務であります反則事件の調査を含む地方税の調査に関する事務について、マイナンバー法で連携できる特定個人情報が定められていないため、包括的に対応するための規定でございます。第5項は、第2項が新設されたことによる所要の改正でございます。

次に、第5条は、マイナンバー法別表第2の第1欄の情報照会者と第3欄の情報提供者を市長または教育委員会と、また第2欄の事務を処理するため必要な特定個人情報を明示するための規定でございます。

14ページをごらんください。

第6条は、条例の施行に関し必要な事項である具体的な事項及び情報を規則で定めるための委任規定でございます。

以上、御審議お願いいたします。

○議長（竹村広明君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 続きまして、議案書の26ページをごらんください。

議案第146号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明をさせていただきます。

次の27ページをごらんください。

第12条第1項及び第2項の改正は、地方公務員法第29条第1項または第2項の規定による戒告・減給・停職の懲戒処分を受けた職員の昇給については、昇給基準となる勤務成績に反映していくことを明文化したものでございます。

次の第12条第3項につきましては、55歳に達した日以後における最初の3月31日を経過した職員、当該年度で56歳になる職員については、標準の成績では昇給停止とするものでございます。

以上、御審議お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 危機管理部長 上山和彦君。

○危機管理部長（上山和彦君）（登壇） それでは、議案第147号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、補足説明をいたします。

議案書29ページから46ページまででございます。

まず、29ページをごらんください。

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のとおり改正するものとするということで、次のページをごらんください。

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

改正部分は、次の表中、下線の部分でございます。今回改正いたします附則第5条は、傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金の損害補償及び休業補償について、当該損害補償の受給権者が同一の理由により厚生年金保険法等他の法令による障害年金、遺族年金等の社会保障給付の支給を受ける場合には、調整を行うと規定してございます。

今回、提案理由にもございます被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金法等の一部を改正する法律、通称「一元化法」の施行により、共済年金が厚生年金に統合され、旧共済組合員期間を有する者が施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

さて、改正内容につきましては、まず第1に、一元化法では、国家公務員共済員期間、地方公務員共済員期間に追加費用対象機関が含まれるものについては、一元化法附則第41条及び第65条により、一元化法の施行日以後に新規に年金給付を裁定する場合は、厚生年金として取り扱うこととなるため、本条例附則第5条第1項、第2項及び第5項においても、当該年金を厚生年金として取り扱うこととする改正でございます。

第2に、一元化法の施行等に伴う地方公務員災害補償法施行令の一部改正等に鑑み、本条例附則第5条第1項、第2項及び第3項において、本条例第18条の2に規定する特殊公務災害に係る年金たる損害補償について、従来と異なる調整率を用いることとする改正でございます。そのほか、第1項から第6項まで、根拠法であります非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に従い字句の整備等、所要の改正を行ってございます。

附則といたしまして、施行期日として、第1条では、この条例は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。第2条は、この条例による改正後の紀の川市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定は、平成27年10月1日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、平成27年10月1日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る年金たる損害保険及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例によると、経過措置を規定してございます。

以上、議案第147号の補足説明とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、議案第148号、議案第149号の2議案について、御説明いたします。

まず、議案第148号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明いたします。

議案書48ページをお願いいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正をするもので、国民健康保険税の減免申請にあたり、第24条の3第2項第1号中の「及び氏名」を「氏名及び個人番号」に改正するものでございます。

附則として、この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第149号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

議案書51ページをお願いいたします。

第1条として、紀の海クリーンセンターが平成28年3月1日から稼働することに伴い、所要の改正をするもので、51ページ、52ページに係る第13条、第14条及び第16条は字句の改正を、第15条は第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、以下1項ずつ繰り上げ、同条中の別表第2、別表第3をそれぞれ別表第1、別表第2に改正するものでございます。

54ページの第2条は、平成28年4月1日から、し尿及び浄化槽汚泥の収集手数料の引き上げに伴い所要の改正をする者で、別表第1中の収集手数料を18リットル当たり200円に改正するものでございます。

附則として、第1項は施行期日を、第2項は改正後の、し尿及び浄化槽汚泥の収集手数料に関する規定の経過措置を、第3項は、紀の川市廃棄物処理施設条例の一部を改正するものでございます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、議案第150号 紀の川市介護保険条例の一部改正について、御説明させていただきます。

議案書57ページ及び58ページをお願いいたします。

行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本則第12条第2項第1号及び第13条第2項第1号中、「及び住所」を「住所及び個人番号」に改めるものでございます。

なお、附則で、平成28年1月1日から施行するとしております。

以上で、議案第150号の説明といたします。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

議案第151号 紀の川市手数料条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書60ページをごらん願います。

紀の川市手数料条例の一部を改正する条例の別表中、「56」の地籍調査成果交付手数料について、周辺自治体との均衡を図るべく改訂と追加を行うものでございます。

附則といたしまして、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（登壇） 議案第152号 紀の川市公民館条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書63ページ及び64ページをお開きください。

紀の川市公民館条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由といたしまして、粉河支所を粉河ふるさとセンターに移転することに伴い、粉河支所の会議室を確保するため、粉河地区公民館のコンピューター室を粉河支所会議室に機能変更をいたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、28年1月1日から施行するものでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（竹村広明君） 企画部長 森本浩行君。

○企画部長（森本浩行君）（登壇） 議案書の65ページをごらんください。

議案第153号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

表題に、補正予算書と書いている別冊の1ページをごらんください。

第1条として、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ1億2,617万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ316億2,105万6,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為の補正。

第3条は、地方債の補正に係る規定でございます。

2ページをごらんください。

第1表 歳入では、国庫支出金、県支出金、繰入金、起債を増額しております。

続きまして、3ページ、4ページの歳出につきましては、職員給与の調整のほか、事業執行上、急を要する事業について補正措置をしております。

5ページをごらんください。

第2表 債務負担行為補正として、2件を追加するものでございます。

まず、長期総合計画策定業務及び行政経営システム構築業務委託としまして、期間は平成27年度から平成29年度、限度額3,280万円でございます。次に、貴志川線存続支援事業として、和歌山電鐵株式会社が実施する国庫補助対象の設備更新等に対して支援を行うもので、期間は平成27年度から平成37年度、限度額2億7,763万円でございます。

6ページをごらんください。

第3表 地方債補正として、清掃施設整備事業の限度額を変更しております。

それでは、別冊の一般会計補正予算（第3号）に関する説明書の3ページをごらんください。

歳入の主な補正内容を御説明申し上げます。

14款、1項、1目、民生費国庫負担金5,868万2,000円の増額は、歳出において障害者総合支援給付事業及び生活保護扶助事業の補正措置によるものでございます。

15款、県支出金につきましては、障害者総合支援給付事業に係る県負担金の増額と重度訪問介護等に係る県補助金の実施要項の一部改正による減額でございます。

18款、2項、1目、基金繰入金は、財源調整のため財政調整基金からの繰入金を3,596万8,000円増額しております。

4ページをごらんください。

21款、1項、2目、衛生債は、紀の海広域施設組合整備事業債を2,530万円増額しております。

次に、歳出は、人件費、国・県支出金、返還金を除く、主な事業について御説明申し上げます。

8ページをごらんください。

2款、4項、1目、選挙管理委員会費、選挙管理委員会運営事業では、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法の改正に伴い、選挙人名簿登録システムを改修する必要が生じたため、システム改修、システム開発委託料151万2,000円を増額しております。

9ページをごらんください。

3款、1項、4目、障害者総合支援費、障害者総合支援給付事業のうち、障害福祉サービス給付費は、グループホームが市内に1カ所新規開設されたことやサービス種別の増加による給付費を見込んで、3,845万4,000円を増額しております。

12ページをごらんください。

3款、3項、2目、扶助費、生活保護扶助事業4,710万円の増額。被保護者の増加や高齢の保護者の増加に伴い、医療扶助費及び介護扶助費を増額しております。

13ページをごらんください。

4款、1項、2目、予防費、感染症対策事業657万7,000円の増額、インフルエンザに対する予防効果の幅を広げるため、4価ワクチンが導入されたことに伴い、予防接種委託料等を増額するものでございます。

14ページをごらんください。

4款、2項、1目、清掃総務費、紀の海広域施設組合事業2,671万4,000円の増額、パッカー車の洗車場施設整備に係る負担金でございます。

16ページをごらんください。

6款、1項、4目、農業振興施設費、青洲の里整備事業396万円の増額、北側駐車場



に隣接する土地の購入費を計上しております。

18ページをごらんください。

7款、1項、3目、観光振興費、観光振興事業のうち、印刷製本費127万5,000円の増額、観光ガイドブックを2万部増刷するものでございます。

最後に、22ページをごらんください。

10款、3項、2目、教育振興費、中学校教育活動事業70万9,000円の増額、各中学校のクラブチームの遠征に係る生徒派遣費補助金を増額するものでございます。

以上が、今回の補正の主な内容でございます。御審議お願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） それでは、議案第154号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算総額にそれぞれ1,139万4,000円を増額するものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額は、8ページ、9ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

8ページの歳入では、3款、国庫支出金、7款、諸収入、8款、市債を。

9ページの歳出では、1款、衛生費、1項、水道費を補正計上してございます。

10ページ、第2表では、地方債の限度額の補正でございます。補正の詳細につきましては、別冊の紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に係る説明書をごらんください。

補正予算説明書の3ページをごらんください。

歳入においては、3款、1項、国庫補助金の減額につきましては、平成27年度国庫補助金の確定により、補助要望額との差額を減額し、あわせて8款の市債において財源措置を行うものでございます。

7款、3項、雑入では、8月に発生した落雷事故2件による機器破損に対し、支払いを受けた保険金相当額並びに消費税及び地方消費税の確定申告により還付額が確定いたしましたので、所要の補正を行ってございます。

4ページの歳出におきましては、1款、衛生費、1項、水道費、1目、簡易水道費では、人件費不足額の調整と需用費では落雷事故による施設器具修繕料の追加補正。

25款の積立金については、消費税及び地方消費税還付金の一部を基金積み立てするものでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第155号 紀の川市道路線の認定について、御説明申し上げます。

議案書67ページをごらん願います。

道路法第8条第2項の規定により、紀の川市道路線の認定をお願いするものでございます。記といたしまして、整理番号1、粉河65号線は、粉河分庁舎西側の県道粉河加太線と同東側の市道国道石町線を連絡にする路線で、地域交通の安全性と利便性向上に寄与するものでございます。議案資料の2ページに位置図を添付してございます。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹村広明君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） 議案第156号 紀の海広域施設組合理約の変更に係る協議について、御説明いたします。

議案書68ページ、69ページでございます。

紀の海広域施設組合理約の一部変更に関し、地方自治法の規定により議決を求めるものでございます。紀の海広域施設組合一般廃棄物処理施設の完成に伴い、平成28年3月1日から紀の海広域施設組合の事務所、紀の川市桃山町最上1290番地94の施設内に移転するため、規約を変更するものでございます。

附則として、この規約は、平成28年3月1日から施行するものでございます。なお、別冊の議案資料の3ページに、新旧対照表を添付しておりますので、ごらんおきいただきたいと思っております。御審議よろしく願いいたします。

○議長（竹村広明君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」という者あり〕

○議長（竹村広明君） なければ、提案理由の説明を終わります。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、あすから12月7日までは議案精査日として、12月8日、火曜日、午前9時30分より再開いたします。

お疲れさんでした。

（散会 午後 1時58分）